

海岸漂着物対策専門家会議（第15回）

平成30年12月14日

海岸漂着物対策専門家会議（第15回）

平成30年12月14日（金）13：30～14：30

環境省 第1会議室

議事次第

【議題】

1. 海岸漂着物処理推進法に基づく基本方針の改定案について
2. その他

【資料一覧】

- 資料1-1 海岸漂着物処理推進法に基づく基本方針改定案
資料1-2 海岸漂着物処理推進法に基づく基本方針改定案（新旧対照表）
資料2-1 環境省資料①（海洋ごみ学習用教材小中学生用）
資料2-2 環境省資料②（海洋ごみ学習用教材高校生用）
- 参考資料1 海岸漂着物対策専門家会議委員名簿
参考資料2 海岸漂着物対策専門家会議設置要綱
参考資料3 海岸漂着物対策専門家会議（第14回）議事録

午後 1 時 30 分 開会

○矢野海洋環境室長補佐 それでは、定刻となりましたので、第 15 回海岸漂着物対策専門家会議を始めさせていただきます。

本日、事務局を務めさせていただきます、環境省水・大気環境局海洋環境室の矢野と申します。よろしくお願ひいたします。

初めに出席委員の確認をさせていただきます。

本日、10 名の委員にご出席いただいております。なお、長野委員におかれましては、所用によりましてご欠席のご連絡をいただいております。

次に、資料の確認をさせていただきます。

配付資料につきましては、お手元にございます議事次第、それから、出席者一覧と、その次に資料 1-1 としまして、海岸漂着物処理推進法に基づく基本方針の改定案、それから、資料 1-2 がその新旧対照表になります。それから、資料 2-1、2-2 が普及啓発に関する環境省資料になってございます。

それから、参考資料といたしまして、委員名簿、要綱、前回の第 14 回の議事録を参考資料 3 としてつけさせていただいております。

落丁等ございましたら、お知らせいただければと思います。

本日の会議は、海岸漂着物対策専門家会議設置要綱に基づきまして、公開とさせていただきます。

マスコミによる冒頭頭撮りにつきましては、ここまでとさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それから、議事次第には書いてございませんが、委員の方々につきましては、経団連から御提供のあった資料を席上配付しておりますので、ご紹介させていただきます。

それでは、以降の議事につきましては、座長の兼廣先生、よろしくお願ひいたします。

○兼廣座長 兼廣です。よろしくお願ひいたします。

今朝、起きてメールを見たら、北海道の中学生の方でしょうか、修学旅行で来月あたり東京へ行く折に、海洋ごみのマイクロプラスチックについて非常に関心があり、最近どういう問題が起きて、どういうことなのか教えてほしい、ない時間を計らって少しお会いできませんかというメールがありました。マイクロプラスチックについての関心の高さが、最近、特にいろんな場で見受けられるというか感じられるこのごろでした。

それと今日のトピックスではありませんが、実は、大体そんなに忘れる事はないのですけ

れども、時間を勘違いして1時間早目に来て、この中をうろうろしていました。帰ろうかと思ったくらいでしたが、たまたまご存じの方がいらして、1時間待ってから出席する羽目になりました。申し訳ございません。おかげで緊張が続いております。

それでは、資料に沿いまして、議事を進めさせていただければと思います。

まず、お手元の資料の確認をいたしましたが、議題のまず1から、議題の1の海岸漂着物処理推進法に基づく基本方針の改定案について、事務局からご説明をお願いできればと思います。よろしくお願ひします。

○中里海洋環境室長　海洋環境室長の中里でございます。私のほうからご説明をさせていただきます。

最初に、調整に手間取っています、最終的なものを皆様に先週送ることができずに大変申し訳ありません。この場をおかりしてお詫び申し上げます。

それでは、今回の資料1に基づきましてご説明させていただきますが、前回の専門家会議でご意見いただきまして、また、その後も幾つかご意見をいただきまして、それらを反映したものでございます。

1ページ目から見ていっていただきたいと思います。基本的方向の中の、我が国における海岸漂着物対策の経緯でございますが、一番下の行でございます。38行目に、マイクロプラスチックというところを黄色でマーカーをさせていただいてございます。これにつきましては、専門的な、なじみがない言葉につきましては注釈をつけるべきだというご意見をいただきまして、それをつけたものが、この黄色マーカーでございます。27ページを見ていただければと思いますが、今後最終的にはマーカーは取られてしまいますが、「別紙 注釈」という形で、こういった黄色くマーカーをしたもの右側に、小さい数字が書いてございますけれども、こういったものにつきましては、このように注釈を後ろにつけさせていただいてございます。

続きまして、2ページ目でございます。こちらも、44から46行目につきましては黄色のマーカーがございまして、持続可能な開発目標（SDGs）、これにつきましても注釈をつけさせていただいてございます。また、平成28年のG20のハングルク・サミットで合意されました海洋ごみに対するG20行動計画、これについても同様に注釈をつけさせていただいてございます。その後、46から47でございますけれども、（UNEP）というところに日本語で「国連環境計画」とか、その後の（ASEAN）につきましても日本語表記をつける、また、日中韓三カ国環境大臣会合につきましては（TEMM）という形で、省略した言葉をここに書かせていただいてございます。その後、50行目から54行目でございますけれども、この辺りは文言の適正化を図ってい

るところでございます。

続きまして、3 ページのほうの 91 から 92 でございます。ここはポイ捨て・不法投棄、この辺のところの文言の適正化を図らせていただいたところでございます。

続きまして、4 ページも、ここも 123 行目でございますが、文言の適正化を図ってございます。

あと、5 ページでございますけれども、178 行目になります。これにつきましては、漂流ごみ、海底ごみというのが、今回、法律改正によって法律の対象になったわけでございますが、その海底ごみ等について、どのように除去していくのかということで、やや具体的な例示をさせていただいてございます。「日常的に海域を利用する漁業者等の協力を得るなどして」という形で、一応具体的な例を書かせていただいているところでございます。

続きまして、ページは飛びますけれども 7 ページでございます。7 ページの 255 から 256 行目でございますけれども、ここにつきましても、文言の適正化を図ってございます。あと、259 から 261 の辺りでございますが、ここでは産業界等の事情もございまして、「経済性及び技術可能性を考慮し」と、「容器包装・製品の機能を確保することとの両立を図りつつ」とございます。この辺りは、資源循環戦略が現在別途検討され、パブコメ中でございますが、それとの整合性をとった内容とさせていただいてございます。その後、261、262 行目でございますけれども、これは文言の適正化でございまして、バイオプラスチックについては、きちんと分解するものでないと海に流出した後も残ってしまうものですから、「生分解性の」という言葉をつけ足してございます。

続きまして、8 ページ目の 276 から 278 行目でございますけれども、これはマイクロプラスチック対策ということで、スクラップ製品等におけるマイクロビーズの使用につきましては、もう業界において自主的な取組がされてございますので、ここに「自主的な」という言葉を書かせていただいてございます。今後の取組としましては、「引き続き、関係主体との連携協力の下」というところで、多くの主体が連携して取組を進める必要があるということで、こういった「連携協力の下」というものを加えさせていただいてございます。280 から 283 行目、黄色いマーカーは、先ほど申し上げましたとおり、注釈をつけたといったものでございます。

9 ページ目の 322 行目、リスクコミュニケーションにつきましても注釈を後ろにつけてございます。あと、329 行目からでございますけれども、④のごみ等の適正な処理等の推進、これも、「処分」という言葉を「処理」という形で文言の適正化を図らせていただいたところでございます。

続きまして、10 ページにつきましても、「処分」というのを「処理」に変えるということと、国の方に「地方公共団体」というものを入れさせていただいてございます。364 から 369 行目は生分解性プラスチックの関係でございます。生分解性プラスチックにつきましては、海洋プラスチック問題に寄与するだろうということが言われてございますけれども、留意すべきことがあるということで、「土壤中に比べて微生物の数や種類が少ない海中では、微生物による分解に時間を要し、その間、マイクロプラスチックとなって残存する可能性が指摘されている。そのため、生分解性のプラスチックにおいても、廃棄物としての適正な処理が重要であることなど、国民に正しい理解を促す必要がある。」という言葉を足させていただいてございます。

11 ページでございます。(6)のごみ等の水域等への流出又は飛散の防止といったところでございますが、405 行目でございますけれども、その上の部分に、「国民や事業者は、その所持するものが水域等へ流出又は飛散することのないよう」と、陸域のことを主に述べているわけでございますけれども、海域なり水域においても、留意すべきことがあるだろうということで、「また船舶等を放置することにより海域に流出しないよう」ということで、その例示として書かせていただいてございます。

続きまして 12 ページの一番下になりますけれども、この部分につきましては、ボランティアの方々との連携もさらに促進するということで、「ボランティアに関する情報の提供、表彰等の施策を講ずるとともに、地域の関係者からの相談や照会を受けるための窓口を設置すること等を通じて、地域の民間団体や企業等を含めた幅広い関係者の取組の円滑な展開を促す」という文言を加えさせていただいてございます。

あと、13 ページでございますけれども、まさしくこの会議でございますが、海岸漂着物対策専門家会議、これについても注釈をつけさせていただいています。また、海岸漂着物対策推進協議会につきましても、注釈をつけてございます。

続きまして 15 ページでございます。537、538 行目についても、略語・注釈をつけております。あと、この 15 ページの 562 行目でございますけれども、「プラスチックごみ」を「廃プラスチック類」という形にしてございます。これは法律の文言に合わせてございます。

16 ページの 592 行目でございますが、このエシカル消費というところに注釈をつけてございます。あと、597 から 598 行目でございますけれども、消費者の選択の部分でございますけれども、「海岸漂着物等の発生抑制を考慮した製品等「を」選択「すること」が可能となるよう、消費者への普及啓発を含め、適切な情報発信を行うことが望ましい」ということで、言葉

を足させていただいてございます。

17 ページの②の海岸漂着物対策活動推進等の活用の部分でございますけれども、これも文言の適正化をして、「指名」というところから「委嘱等」という形で言葉を修正してございます。

18 ページの 648 行目でございますけれども、ここも文言の修正ということで、「漂着ごみ等」を「漂流ごみ等」という形で修正してございます。

24 ページの 863 行目でございますが、ここは都道府県に設置されます海岸漂着物対策推進協議会の構成メンバーに関する記述でございます。アのほうに、「地域の様々な主体の連携が必要だ」と書いてございますが、イの部分で、「必要に応じ、地域の海岸漂着物対策に関し専門的知識を有する者や「事業者等」の」ということで、「事業者等」という言葉を追加させていただいてございます。

最後に、26 ページでございます。ここも文言の修正でございますが、939 から 940 行目にかけまして、「指名」というのを、これは「委嘱等」という言葉で言葉の適正化を図ってございます。

私からは以上でございます。

○兼廣座長 はい、ありがとうございます。

基本方針の改定案の中身について、前回の委員会、あるいはそれ以降の委員の先生方からの指摘等を含めて、多くの項目についてご指摘をいただいている。足早にご説明をいただきましたが、かなりな量にわたっておりますが、重要な基本方針の改定案に当たりますので、時間をかけながら、ご意見をもう少しいただきながら、最終的な改定案につなげていきたいと思っております。少し時間をとりながら進めますので、お気づきの点、細かいことからでも結構ですから、基本方針案の改定についてのご意見等を含めて出していただければと思いますが、委員の方々からは、ご意見、いかがでしょう。

マイクロプラスチックの定義であるとか、あるいは、今まで詳しく触れられていなかった生分解性プラスチックの定義的なもの等を含めて、マイクロプラスチック問題に関わる内容も補足説明されるようになっていくので、わかりやすくなりつつあるかと思います。いかがでしょう。

田中委員、どうぞ。

○田中委員 ありがとうございます。

前回の質問や、あるいは指摘、提案に対して、丁寧に対応していただきましてありがとうございます。

ざいます。一つ、7ページのところですけれども、全体、構成について、1番目が、(1) が円滑な処理ということで、その中の(2)で効果的な発生抑制、その中に①として3Rの推進による循環型社会の形成ということで、この、一般的には3Rの推進と適正処理で循環型社会をとることで、その点を指摘したわけですけども、これは法律との連動もあるので変えにくいということは了解しましたけども、それと7ページの①が、3Rの推進による循環型社会と、この表現で中身が排出抑制と、それからリサイクルの促進というのが非常に強調されているようになります。ここで、循環型社会形成推進基本法の中での循環型社会の定義がございますが、廃棄物の有用性に着目して、循環資源として捉え直して、適正な循環的利用（再利用、再生利用、熱回収）を図るべきこと、循環的利用が行われないものは適正に処分をすることを規定して、環境への負荷ができる限り低減される社会を循環型社会とこういうと、こういうので、ここに入れられなければ、注釈の中で法律の定義をきちんと書いていただくと、ここでは、こういう法律に基づいて、循環型社会形成のために取り組んでいるということで、それとの整合性がとられるので、そうしたほうがミスリードしないでいいかなと思います。

以上です。

○兼廣座長 ありがとうございます。これだけだと言葉が足りないかもしれないというようなことでしょうか。

○田中委員 3Rの推進、リサイクルを一生懸命やることが循環型社会であるとこのように誤解されて、環境負荷の低減というところが忘がちになると一般に思いますので、リサイクル、リサイクルというのではなくて、それと同じように適正処理できちんと処理をして、環境負荷、マイクロプラスチックの海洋への流出も、ある意味では環境負荷ですので、それも限りなく低減すると、こういう理解をしてもらうようにする必要があると思います。

○兼廣座長 アンバランスに偏らないような取組というような意味合いでしょうか。

○田中委員 そうですね。

○兼廣座長 事務局のほう、何かお考えとかはございますでしょうか。

○矢野海洋環境室長補佐 ご意見ありがとうございます。今回、法律が改正されたときにも、各条の中に、循環型社会推進基本法その他の関係法律による施策と相まって、海岸漂着物対策を進めるという内容も含まれておりますし、ご指摘は、循環型社会は何を目指すかということを明確にするというご趣旨かと思いますので、基本法に書かれてある内容を、注釈の中で明確にする等、書きぶりを工夫させていただければと思います。

○兼廣座長 よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問等ございますでしょうか。

マイクロプラスチックの定義も、多少今まで明確にはされてない部分がありましたが、一応、触れられるようになったのでしょうか、この文章の中では、定義として、どういうものを感じしているのだということが。

○中里海洋環境室長 27 ページの注釈をご覧いただければと思います。最初のところにマイクロプラスチックという形で書かせていただいてございますが、マイクロプラスチックは一般に 5mm 以下のものということで扱われてございますが、世界的に見ると、必ずしもこの定義は絶対ではなく、例えば 1mm 以下というふうに扱うべきではないかという意見もあるようございます。そうした、必ずしも国際的に 5mm というのが認知されているというわけではないものですから、ここでは「微細なプラスチック類のこと。一般に 5mm 以下のものをいう」という形で書かせていただいてございます。

○兼廣座長 ありがとうございます。

一応、多少サイズを厳格に何ミリとかというふうに定めているわけではなさそうですが、一つの基準として、5mm 前後ぐらいの大きさのものということで統一はされつつあるのかもしれないですね。これは、国内だけじゃなくて、国際的にも、一応そういう範囲というのを決めてはいるのでしょうか。

○中里海洋環境室長 今、GESAMP という国連の科学的な諮問機関のようなところで、この議論が続いているというふうに承知してございます。

○兼廣座長 はい、ありがとうございます。

ほかにご意見、ご指摘等はございますでしょうか。

7 ページのところを、これまでより、もう少し明確にでしょうか、生分解性のプラスチック、バイオプラスチックについての説明が記述されるようになって、どういうものをバイオプラスチックという、あるいは生分解性のプラスチックと定義するのかが書かれていますが、これについてとか、特に含めて何かご意見、ご指摘等はございませんでしょうか。

これも一、二度お話ししているので、繰り返しの部分があるかもしれないですが、バイオプラスチックにも種類がありますので、分解が、本当に天然の素材と同じように炭酸ガスと水になるのか、あるいは、最近ですと石油を資源として使わないようにするという、石油に依存しないプラスチックをバイオマスプラスチックという言い方をしたりしていますので、そのあたりの定義が、まだ少しあまりづらいのかなという気がしますが、それは、このぐらいの範囲までということでしょうか。

○中里海洋環境室長 これも、27 ページの注釈で書かせていただいてございまして、バイオプラスチックということで、まずバイオマス由来のプラスチックと、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチック素材。もう一つ、それと生分解性のプラスチック、プラスチックとしての機能や物性に加えて、ある一定の条件の下で自然界に豊富に存在する微生物などの動きによって分解し、最終的には二酸化炭素と水にまで変化する性質を持つプラスチック。それからバイオマス由来のプラスチックと生分解性プラスチックの総称という形で説明を加えさせていただいてございます。

○兼廣座長 ありがとうございます。こちら辺の説明を含めて、新たにというか、生プラについての定義的なものが触れられ始めましたが、こういった表現や内容で、皆さん、大丈夫でしょうか。疑問があるままプラスチックの分類を分けられると、後々、影響が出てくるかもしれないのですが、生プラはごみになるのか、ならないのかとか。

磯辺委員、どうぞ。

○磯辺委員 生プラではなく、その下、二つ下のマイクロビーズに関してですが、少し定義が狭いような印象を受けました。ほかにもいろいろ、プラスチックの固体、固体プラスチック粒子の人為的な混入というのはいろんな製品にございまして、例えば、そのインクのトナーとか、これもマイクロビーズといえばマイクロビーズ、小さなプラスチックの粒です。名前は忘れましたが、ヨーロッパのレポートでは、一つ一つそういうリストアップがされていました、それにはたしかトナーも含まれていました。トナーは、あくまで例ですけど、そういう意味では、もう単純に製品に人為的に混入される固体プラスチック粒子とか、それぐらいの定義のほうがよろしいかと、これだと、マイクロビーズを例えば規制するなんていう話になつてくると、このままいってしまうと、非常に波及が大きくなってしまうので、そういうのを防ぐ意味でも、もう少し広目の定義にしたほうがよろしいかと。

○兼廣座長 定義に外れるもの、ひつかかるものが厳格にわからなくなつたりするという、それはあるかもしれないですね。

いかがでしょう。それは別な意味で私も感じている部分はあるのですが、全ての製品は、マイクロプラスチック化するよという話につながっている部分もありますので、そのような定義の仕方でいいのかなと、実は思っている部分もあります。

それを議論し出すと、少し時間がかかる部分があるかもしれません。トナーはマイクロプラスチックなのかどうか、私も判断は困るところがあります。そこも含めて、もし疑問があれば出しておいていただいて、ここで完全に整理がし切れない部分であっても構わないですが、

もう少し整理をつけましょう。あるいは分類として、マイクロプラスチックはこういうものは入るけど、こういうものは入らないよとか、一応、仕分けはきちんとしておいたほうがいいのかなという。一般的には今の限定の仕方ですと、マイクロ化して形状がミクロなものになるプラスチック製品は全てマイクロプラスチックと言うのではないかと私なんかは考えてしまっている部分があります。それで本当にいいのだろうかという。

塗料片も、タイヤの粉末も、全てマイクロ化しているプラスチックだと、そのあたりは紛らわしくなるので、ここではそんなに深く触れる必要はないのですが、一応、何かご意見等があれば、出していただければと思います。あるいは、事務局のほうも、そのあたりについて何かお考えのところがあれば。

○中里海洋環境室長 ありがとうございます。基本的には、小さくなつたものは基本的にはマイクロプラスチックというふうにという概念に該当すると思ってございます。それを行政としてどの程度扱うかということは別だとは思いますが、基本的に5mm以下となったプラスチックにつきましては、マイクロプラスチックという範疇に入ると私は理解してございます。

○兼廣座長 ありがとうございます。

一応、環境省というか事務局のほうの判断としては、分類上はそういうふうに考えているというか、分けているということになっていますが、それで一応理解を置きながら、話を進めていただいていいですかね。何かご意見等ございますでしょうか。

ほかにご意見ございますか。かなりページ数をとって、基本方針の改定案の中身について、用語説明からご紹介いただきましたが、このあたりについては、こういったような程度で十分通ずるのではないかと、一応提示いただいているのですが、特に意見等ございませんでしょうか。

はい、田中委員、どうぞ。

○田中委員 素人ですので、確認ですけども、バイオプラスチックのこのような注釈であるのと、バイオ由来の生分解性のものと非生分解性のものがあり得るということと、それから、生分解性でもプラスチック由来と、要は四つの種類があるということですね、ここでは、この分類ですと。よろしいのでしょうかね。

○中里海洋環境室長 はい、そう理解してございます。必ずしもバイオマス由来だからといって、全て生分解性ではないということと、石油由来であっても生分解性のものがあるということでございます。

○兼廣座長 若干複雑ではありますけど、一応、分類をしようとする、多分今のようなご説

明になるのかもしれませんですね。

補足等を含めて、そのあたりについて詳しくご存じの方、ご説明いただいたほうがいいのかなという気はいたします。

あと、最近もう一つあるのは、いわゆる添加剤を加えて紫外線で劣化しやすくなるタイプのプラスチックというのが出ていますので、それは生分解性とは言わないはずなのですが、どうも分類がはっきりしてないところがあります。外へ放置するとぼろぼろに劣化していく、だから分解性があると、実際にはちょっと違うのですけれども。そのあたりも混在して入ってきてるので、どれが微生物による分解なのか、そうではないのかが、もう少しきちんと仕分けしていただいたほうが、我々もわかりやすいという気が多少しているところがあります。とはいって、以前に比べるとかなり整理はされてきておりますので、現時点では、これが一つの分類の方法でもあるのかなという気はいたしております。

ほかにいかがでしょうか。最終的な取りまとめに反映してくる部分もありますので、異論というかご意見がなければ、提案いただいた基本方針案の改定として、この会議の中でご了解いただいたということで進んでいくものと思います。もちろん、最終的な修正ができないわけではないのですけれども、もし積極的なご意見があれば、この場でおっしゃっていただければと思います。

ほかにもいかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

はい、どうぞ、三浦委員。

○三浦委員 改定案に対して、経済界の意見を取り入れていただきましてありがとうございます。24 ページにございますように、海岸漂着物対策推進協議会に事業者等も加えていただきました。法律上では、事業者は、本協議会の参加主体として位置づけられていないとのことですので、本協議会の運用に当たりましては、各地域の事業者、団体を加えて、意見を踏まえた上で推進できるように、環境省さんからも地方自治体に働きかけていただき、スムーズに事業者も参加できるようにしていただきたいと考えます。ぜひよろしくお願ひいたします。

○兼廣座長 ご意見、事務局のほうから。

○中里海洋環境室長 はい、年明けに都道府県の担当者会議の開催を予定してございます。その席では、今回のこの基本方針の案、おそらくパブリックコメント中になるかと思いますけども、こちらについても説明し、改定する部分につきましても、周知を図りたいと思ってございます。特に、この海岸漂着物対策推進協議会、これは各都道府県で設置しているものですから、

これは丁寧に説明していきたいと考えてございます。

○三浦委員 よろしくお願ひします。

○兼廣座長 はい、ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

ありがとうございました。少し意見交換できましたので、そういった内容を考慮しながら、基本方針案に生かしていければと考えております。

それでは、次の議題に移らせていただければと思います。

今いただいた意見については、できるだけ各委員の先生方の発言を考慮しながら修正作業、修正案に生かしていければと考えておりますので、そのあたりはご了解願えればと思っております。

基本的には、今言いましたように、おそらくいろいろな意見が出る中で、ある程度共通的な意見が多いかと思いますので、そういうものを反映しながら進めていきたいと思いますので、事務方に任せろというわけではないのですが、基本的にご意見を考慮する中で修正等を進めていきたいと考えておりますので、よろしくご考慮、ご了解願えればというふうに思います。

次の議題の2番目のほうに移らせていただいてよろしいでしょうか。

議題の2について、事務局のほうから内容のご説明等をお願いできますでしょうか。

○中里海洋環境室長 その他でございますけども、ご用意させていただきました資料2-1と2-2でございます。これは海ごみ問題の普及啓発のために、我々として作成したものでございます。

資料の2-1でございますけども、これは小中学生用という形でございます。本体は、この絵なのですから、実はこちらは、パワーポイントでつくってございまして、環境省のホームページからダウンロードできます。これはPDFではなくてパワーポイントのままでございまして、各先生は、どのスライドを使うかということも選択していただけるような形でつくらせていただいてございます。

小中学生用のほうを見ていただきますと、最初、開いていただいて4ページ目でございますけども、まず、ある程度、小学生の方々だと、まず海に興味を持つてもらいたいということをございまして、最初のほうは海に親しみがあるようなものということで、「海辺にあるもの」とか、ちょっときれいだよという感じで、海の魅力を強調するような内容としてございます。

その次の6ページでございますけども、このあたりは、では現実の海はどうなのかということですね。「海洋ごみって知ってる?」という形になってございまして、現状、かなり、ちょ

っと汚れているよといったところも理解してもらうと。

その7ページでございますけども、こちらのほうはいろいろなものが流れ着いているねと、その中には皆さんがあるものもあるよねというところを、生活の中からごみが出たものでございます。あとは、ずっとございますけども、1箇所、ちょっと10ページでございますが、海洋ごみの部分で、死んだ魚の写真がありますが、「海底に捨てられた」とあるのですが、ちょっと、この捨てられたというのは事実かどうかわかりませんので、これは「海底に残された」という形にちょっと変えたいと思ってございます。

あと、その後、ずっと海洋ごみについて考えさせる内容と、どんな取組をするかといったことを紹介させていただいているところでございます。

資料2-2のほうは若干、高校生向けということで、やや高度な話を同様に盛り込んでいるといったところで、最後のほうは、やはりどのような取組が必要なのかということで、実際に取組を促すような内容にしてございます。ぜひ皆様方でも、機会があればご活用いただければと思ってございます。

以上、ご紹介でございます。

○兼廣座長 ありがとうございました。

非常にわかりやすい、学生、小中学生、高校生向けの海洋ごみについての教材ですか、非常にきれいというか、資料的には非常にわかりやすいものを作成いただいて、こういったようなものを普及活動につなげたいというご説明がありました。こういうパンフレットも、実は、もう過去にもいろいろつくられていて、どういう内容のものが一番いいのかというのは、まだまだよくわからないところはあるのですが、こういうパンフレットをつくりながら、一般の方々への普及に努めていきたいという例かと思います。

何か、この内容についてもお気づきの点がありましたら、補足説明等、ご意見等をおっしゃっていただければというふうに思います。これの利用について……

どうぞ、三浦委員、どうぞ。

○三浦委員 今般、お示しいただいた教材は、非常にわかりやすいものだと思います。しかし、海洋ごみに関する一番の問題は、ポイ捨てなどの捨て方です。教材を見ただけなので、どこに記載があるのか分かりかねますが、特に小中学生用の教材には、ポイ捨ては問題である旨を強調されたほうが良いと思います。

○兼廣座長 多分、どういう写真を撮って、どこを中心アピールするかというのは、いろいろ違ったりするので、あまりごみだらけの海岸を紹介するのもどうなのかなと思ったりとか、

そのあたりはいろんな意見を集約させながら、おそらく進歩してきているのだろうと思います。

○三浦委員 例えば 13 ページに、ごみの削減について記載されています。今回取り上げている海洋ごみは、不適切に捨てるというのが一番の問題だと思います。ですから、その旨についても、教材の中で触れていただくことが良いと思います。

○兼廣座長 どうぞ、事務局のほう。

○中里海洋環境室長 15 ページですけども、「身近な地域のごみを調査してみよう！」というのがございまして、実際には、これは遠い問題ではなくて、身近にある問題だよということで、ポイ捨てを含めて、その周りのごみが海ごみになるということをここで紹介させていただいてございます。

○兼廣座長 いろんな視点での教材があるので、それぞれメリット、デメリットみたいのがあつたりするかもしれないですね。

いかがでしょうか。私なんかは手前みそでというわけではないんですけど、プラスチックが、割合に専門としているところがありますから、プラスチックごみというのはどういうものというのを中心いて海ごみを紹介したりすることはあります。特に、今回のようなマイクロプラスチックの場合は、水に浮く、浮かないというのが大きな左右というか、性質も違ってきますので、比重との関係とか、それから材質ですね、ポリエチレン、ポリプロピレンであるとか、それから燃焼させたりとか、プラスチックのことについて知りましょうねというような、そういうアプローチもあるので、一概にこれがいいということでもない部分があるので難しい、利用の仕方によって違うのかなという気もいたします。

失礼、どうぞ。

○福井海洋環境室長補佐 事務局から 1 点補足です。先ほどのご指摘ありがとうございます。こちらはウェブサイトにアップしております、利用の際にアンケートも添付しております。この資料については、環境省としてつくりっ放しにするわけではなくて、今いただいたご意見も含めて、ブラッシュアップをしていくということで、どういったところで利用いただいたかというところの情報も集約して、我々としても、どういった方に利用いただいているのか、そのターゲットを明確にしながら、改訂していきたいと思います。今のご指摘の点は、ごもっともなところでございますので、次回改訂に、できるだけ早く入れさせていただきます。

○兼廣座長 ありがとうございます。いろいろ改良して生かしていただけるものだろうと思っています。

はい、小島委員、どうぞ。

○小島あすか委員 教材ができてよかったです。ただ、やはりどういう場面でどう使うのかとか、お使いになる先生の経験値とかで、やはり中身の満足度とか、ここについてもっと欲しいとかということはそれぞれ出てくると思うので、育てる教材になるような、自分の問題意識に沿って何か足していくとか、あと、新しい事実というのが次々と出てくると思うので、その改訂が柔軟にできるようなものであると、より幅広く使われるのではないかと思います。

○兼廣座長 はい、ありがとうございます、貴重なご意見。

どうぞ。

○福井海洋環境室長補佐 ありがとうございました。今、ご指摘いただいたようなところ、おっしゃるとおりでございます。アンケートも、ぜひともその観点で、ファイルをダウンロードするとアンケート用紙もついてくることになっておりますので、お使いいただいた際は、そのフィードバックもいただけるとありがたいと思いますので、この場で皆様にお願いさせていただきます。ありがとうございます。

○兼廣座長 ありがとうございます。

ほかに、どうぞ、小島さん。

○小島愛之助委員 すみません、私も三浦委員のご意見に賛成でして、実は、高校生のほうのものを見ていますと、28 ページに紹介されている、ごみのパンフレット、よく見ると、これ、小さい字ですけれども、ポイ捨てのことがちゃんと書いてあるのですよね。ですから、もし次の何かが改訂されるのだとすると、次の機会に、やはり小中学生のほうに、先ほどの三浦委員の言われたようなところを 1 ページ、このパンフレットの引用でも結構ですが、持っていっていただいたほうが、要するに、まず自分たちが行動するということを明らかにする方向に、それを使うか使わないかは、また教育の現場の話でございますから、選択の幅を広げるという意味においても入れていただけたらと思います。

○兼廣座長 どうぞ。

○福井海洋環境室長補佐 ありがとうございます。ご意見ごもっともでございます。まず、マイナー改訂で文字だけ入れさせていただいて、その後、また、大きな改定の際にしっかりと紹介するスライドを入れるということで対応させていただきたいと思います。

ありがとうございます。

○兼廣座長 はい、ありがとうございます、貴重なご意見。

ほかにいかがでしょうか。特にお気づきの点等はございませんでしょうか。

資料的には非常にわかりやすく……

小島さん、失礼。

○小島あずさ委員 ちょっと一つだけ、「ミッドウェー島」という表記があるのですけれども、これは正確にはミッドウェー環礁なので、サンゴ礁の中に三つ島があるので、文言の修正が可能でしたら、環礁のほうがいいと思います。

○兼廣座長 言葉の訂正ですか、ぜひお願ひいたします。

今後、この、何ですか、資料等についてはどのように利用されていくのか、予定や計画について、ご紹介いただければと思います。

○中里海洋環境室長 はい、そうですね、今日も文部科学省さんも来ていただいていると思いますが、相互協力を願いして、できれば全国の小中学校で使っていただけるとありがたいなと思ってございます。今後、いろんなイベント等の場でも、こういったものをつくったにつきましては、適宜紹介をさせていただきたいと思います。

パワーポイントになっているということは、それぞれ適宜編集が可能でございまして、また先生が、こういうスライドを加えたいということであれば、それも可能でございますし、この中から必要なものだけを使うというのも可能になってございます。そういったところも含めて、きちんとPRして活用を進めていきたいと考えてございます。

○兼廣座長 はい、ありがとうございました。

いかがでしょうか。はい、田中委員、どうぞ。

○田中委員 すみません、ありがとうございます。

開発途上国にも、こういうものが必要なという気がして、海洋ごみの問題を契機にして、世界の廃棄物処理のレベルがぐっと上がっていくということを期待するわけですけども、まだまだ開発途上国、国によっては、ごみそのものの処理として川に捨てたり、あるいは海に捨てたり、そういうような処分もあるので、そもそも自治体向け、あるいは産業廃棄物を処理する業者向けとか、主体別にそれぞれの国が改善するためのこういうパワーポイントをつくっていく、で研修に使うと、そういうものに参考になる、日本ではこういうものがあるのだというの、将来はこういうものも英語バージョンとか、いろんな言葉で、ここを見れば、あらゆる主体別、国別のものが、全部日本がつくらなくても、それぞれの国がつくってというので、廃棄物の今回の場合も、海洋ごみ対策というよりは、これを契機にして、トータルの廃棄物の処理レベルが上がっていくということで、プラスチックも、それ以外の廃棄物も、全体として適正処理の向上につながればいいなと思います。

○兼廣座長 はい、ありがとうございます。

今、田中委員のご指摘がありましたように、外国のその取組というか、そういうパンフレットも必要ではないかという御指摘ですが、UNEP でも、実は韓国語とか、中国語とか、日本語バージョンとかつくりしたりしておりますよね。だから、そういう応用というか予定とかのお考えはないのでしょうか。

○中里海洋環境室長 そうですね、今日、こういう日本語版しかなくて、英語にできるかどうかなどは、予算との相談もありますが、いずれにしても、日本として、こういった普及啓発の取組を推進しているということは、国際的にも PR していきたいと考えてございます。

○兼廣座長 はい、どうぞ、三浦委員。

○三浦委員 少し話題が変わりますが、冒頭、ご紹介がありましたように、委員の皆様のお手元に経団連がまとめた事例集をお配りしました。こちらは事例の募集が2カ月間と、少し短い期間でございましたけども、141事業者から251事例が寄せられました。この事例集には、プラスチック資源循環の推進や海洋プラスチック問題を解決するようにしている産業界の様々な取組みが記載されております。引き続き、事例の追加募集を行っているところです。

最近は、プラスチックをつくっていることが悪いといった風潮があるように感じます。しかし、産業界もプラスチックの資源循環の推進や、海洋プラスチック問題の解決に貢献する取組を行なっていることを PR させていただきたいと考えます。本事例集は、環境省が推進する「プラスチック・スマート」キャンペーンのホームページにも掲載しております。先ほど田中委員からもございましたように、これらの企業・団体の取組について、国内外にぜひ発信していただければ幸いでございます。よろしくお願ひいたします。

○兼廣座長 はい、どうぞ。

○福井海洋環境室長補佐 ありがとうございます。今ご指摘いただきました「プラスチック・スマート」キャンペーンにつきましては、国内で現在、産業界の皆様を初め、いろいろな事例を収集させていただきまして、こういったものを世界経済フォーラムの中での循環経済に関する情報プラットホームに発信をしていくとか、国内外に向けてしっかり発信をしていくということでございますので、教材とはまた異なる形ではございますけれども、日本の取組、プラスチックと賢くつき合う取組についての発信をしっかりしていきたいと考えております。

○兼廣座長 竹村委員、どうぞ。

○竹村委員 全くの素人なので、ここで初めて勉強した感じなのですが、パワーポイントの中のマイクロプラスチックですけど、このマイクロプラスチックが悪さするのは、有害物質を吸着して、その有害物質の吸着が生物の体内に入るという言い方ですけど、マイクロプラスチ

ックそのものの悪さというのはあるのではないかなどという。というのは、24 ページの、アメリカでは、マイクロビーズの製造を禁止されたということで、これは有害物質の吸着とは関係ないところだと思うのですけど、そのあたりはどうでしょうかね。

○兼廣座長 これは、はい、どうぞ。

○福井海洋環境室長補佐 ご指摘ありがとうございます。こちらのところは一例として、その一つの懸念を掲載しておりますけれども、おっしゃるとおり、まだマイクロプラスチック自体の有害性、その物理的な影響ですとか、その添加剤の影響、有害物質を吸着する影響というものについて、それぞれについても、どういった影響があるかというところが明らかになっていくわけではございませんで、一部のその懸念が示されているということでございます。ご指摘いただいた点も懸念としてはございますので、こういった点は特に科学的知見の集積に応じて、情報を変更していくべき点として認識しております。

○兼廣座長 よろしいでしょうか。それでご理解いただけましたか。

どうぞ。

○竹村委員 マイクロのサイズはいいのですけど、最終的にはナノとか極微小になっていくと思います。そうすると体内の血液に入って、どこかへ吸着または堆積するとか集積してしまうということはあるのでしょうか。

○福井海洋環境室長補佐 ありがとうございます。そういう指摘もございますが、まだ科学的に明らかになっているというわけではないというふうに認識しております。そういう科学的知見の収集については、これから環境省としてもしっかり努めていきたいと思っております。

○兼廣座長 よろしいでしょうか。まだわからないところが多過ぎるというところはあるかもしれません。影響があるのか、あるいはあまりないのか、そこら辺のところがわかりにくくものですから、ぜひとも安全性を考慮して、使用を削減したりとか、そういう動きにもつながっている部分があるのかもしれないですね。これからの研究次第かもしれないですね。

それとプラスチックのメーカーについての取組でしょうか。インパクトがやっぱり小さいことは小さいかもしれないです。やっぱり、悪く言うとプラスチックをつくっているメーカーとして批判をされている部分があると。現実に本当はそうじゃなかったとしても、原因がどうもプラスチック起因じゃないかという捉え方をされたりしておりますので、そのあたりがないように、やはりもう少し努力を前向きにしていかないと、下手するとプラスチック工業界もかなり大変になってきますよという、我々はそんなに批判しているつもりはないけれど、原因がプラスチック起因だよというのが、間接的にもいろいろ出てきたりすると、やはりそれを除去す

るような取組を積極的にやっていかなければいけないのかなという気はいたします。

ほかにございますでしょうか。いろいろ意見交換すると結構時間がかかってしまいますので、尽きない部分があるかもしれません。できるだけ今の教材みたいなのを有効に、今後も利用していただければと思っております。

ほかに、一応、主要な議題は、今用意してきた内容について、大体、一通りご意見等をいたしましたが、何かほかにご意見、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうかね。

特に事務局のほうからとか、つけ加えるべきこととかはありますでしょうか。大丈夫ですか。本日は活発なご議論をいただきて、ありがとうございました。本日、いろいろ委員の方々から、どうか、そっちですね、そうですね。

一応、今日の議事は、用意した議事は終わりましたので、いろいろ意見いただき、ありがとうございました。一応終わりましたので、事務局のほうから、ご連絡事項等あれば、ご報告願えればと思います。

○田中水・大気環境局長 ありがとうございました。

それでは、私のほうから一言、ご挨拶をさせていただきます。

先生方におかれましては、本日もということでしょうか、活発にご議論いただきまして、誠にありがとうございました。9月7日の会議から、本日まで計3回にわたりまして、海岸漂着物処理推進法に基づく基本方針の改定案ということで、ご議論をいただきました。本日もそうですけれども、それぞれのお立場、それぞれの専門の分野から、活発なご意見を賜ったこと、厚く御礼を申し上げます。少しずつ、もちろんお立場も違うし、見る角度というのは多分違うと思いますが、少しでも海洋のごみなりプラスチックのごみ、こういったものを減らしていく方向性は共有できたのではないかと思います。

この先般の法律の改正によって、幾つかポイントがございましたけれども、新たに盛り込まれたマイクロプラスチック対策もそうですけれども、標準ごみ等の円滑な処理ですとか、関係主体の連携の強化、それから、今日もお話がありましたが、国際連携、あるいは国際協力の推進といったことについて、海岸漂着物対策を、より一層推進していくために必要なそういう内容が、今回の基本方針の案の中にも詳しく盛り込んでいただけたと思っております。

今後でございますけれども、今日、取りまとめをいただいたこの改定案につきまして、まずパブリックコメントを実施してまいります。それも踏まえて、政府としての閣議決定に向けた手続を進めてまいりたいと思っております。

この基本方針、これから閣議決定に向けて取り組んでいくわけでございますけれども、その

基本方針に基づきまして、今後とも海岸漂着物対策、着実に推進していく必要がございます。それから、途上国も含めまして、世界全体でこの問題への取組を加速していくということが非常に大事なことでございます。来年は、我が国でG20を開催するということになっておりますので、その中の議論においても、我が国が主導的な役割を果たしていく必要があると思っております。そういうプロセスの中でも、また、皆様方のご協力をいただくことになるかと思いますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、どうもありがとうございました。

○矢野海洋環境室長補佐 本日は、ご議論ありがとうございました。ただ今、局長の田中からもご説明させていただきましたけれども、本日取りまとめいただきましたこの基本方針の改定案につきまして、年内を目途にパブリックコメントを開始させていただきたいと考えております。パブリックコメントを踏まえまして、今後、政府として、この基本方針案の閣議決定に向けて手続を進めたいと考えております。

今後のスケジュールについては以上でございます。

○兼廣座長 それでは、以上をもちまして第15回海岸漂着物対策専門家会議を終了させていただきます。

円滑な議事進行にご協力いただき、大変ありがとうございました。どうもありがとうございました。

午後2時30分 閉会